

2019年9月25日

治験依頼者 各位

国立大学法人北海道大学病院
臨床研究開発センター

消費税率の引き上げに伴う治験・製造販売後調査契約における対応について

初秋の候、貴社ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

さて、本年10月の消費税率8%から10%に改定に伴う令和元年9月末以前に契約済みの治験・製造販売後調査の10月以降経費発生時の対応については、以下のように取り扱うことと致しましたのでお知らせいたします。

消費税率改正施行日(以下、施行日)の令和元年10月1日以降に発生・請求する事案に関する消費税率は契約締結日が施行日の前日以前であるかの如何を問わず、全て改正後の消費税率(10%)とさせていただきます。この取り扱いは施行日の前日以前に締結した契約において、契約症例数の範囲内で施行日以降に新規に登録する症例に係る研究費及び負担軽減費においても同様となります。

なお、施行日以前の契約書添付書類等に消費税率の記載がある場合には本書をもって、施行日以降の税率の10%と読み替えていただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡下さい。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

<担当>

臨床研究開発センター 橋本

TEL : 011-706-7061

E-mail : tiken@med.hokudai.ac.jp